

# 所得税・消費税の予定（中間）納税期限が近づいております

**【納期限】**

- ◆所得税の予定納税第1期の納期限 : **2026年7月31日(金)**
- ◆消費税の中間納付（年1回）の納期限 : **2026年8月31日(月)**

（消費税については、中間納付年3回(5月、8月、11月)対象の方もいらっしゃいます）

## 1 振替納税（自動引落）のかた

ご指定口座から、所得税は7/31(金)、消費税は9/29(火)に引落がかかります。  
 前営業日までに、口座残高のご確認をお願いいたします。

## 2 振替納税以外の方

### 1. 税務署から「紙の納付書」が届かないケースがあります

国税庁はキャッシュレス納付の推進のため、予定（中間）納税の納付書の事前発送を取りやめているケースがあります。

### 2. 渋谷大橋会計での「紙の納付書」の作成も原則取りやめます

今まで、弊社にてシステムから出力してお渡ししていた「紙の納付書」は、金融機関で取扱いが出来ないケースが増えています。  
渋谷大橋会計にて、「紙の納付書」作成も原則取りやめさせていただきます。

### 3. キャッシュレス納付をご活用ください

- 主なキャッシュレス納付方法
- ・振替納税 ⇒ ご指定口座から自動引きお通し
  - ・**顧問先キャッシュレス納付** ⇒ 下記参照
  - ・クレジット納付

### 4. 顧問先キャッシュレス納付とは

渋谷大橋会計からメールが届きます。  
 メールのURLをクリックして、3ステップで納付完了となります。



「振替納税」「顧問先キャッシュレス納付」への切替をお願いします。今まで通り、紙の納付書をご利用いただくには、ご自身で税務署から白紙の納付書を取り寄せる必要があります。



**【顧問先キャッシュレス納付 お問合せ先】**

渋谷大橋会計事務所 システム担当：長坂 ☎03-6419-2020